| | |
|---|---|
| 国立研究開発法人物質・材料研究機構 | 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号） |
| 国立研究開発法人防災科学技術研究所 | 国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号） |
| 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 | 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号） |

別表独立行政法人医薬基盤研究所の項、独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人建築研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人国立がん研究センターの項、独立行政法人国立健康・栄養研究所の項、独立行政法人国立国際医療研究センターの項、独立行政法人国立循環器病研究センターの項、独立行政法人国立成育医療研究センターの項、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの項、独立行政法人国立長寿医療研究センターの項、独立行政法人産業技術総合研究所の項、独立行政法人森林総合研究所の項、独立行政法人水産総合研究センターの項、独立行政法人電子航法研究所の項、独立行政法人土木研究所の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人防災科学技術研究所の項及び独立行政法人放射線医学総合研究所の項を削る。

**○財務省告示第百十一号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項から第四項まで及び第二十七条の五第一項から第五項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

本文第一号の見出し中「及び風力発電設備」を削り、本文第四号中「別表四」を「別表五」に改め、同号を本文第五号とし、本文第三号中「第十条の二の二第一項第一号ハ及び第四十二条の五第一項第一号ハ」を「第十条の二の二第一項第一号ニ及び第四十二条の五第一項第一号ニ」に、「別表三」を「別表四」に改め、同号を本文第四号とし、本文第二号中「第十条の二の二第一項第一号ロ及び第四十二条の五第一項第一号ロ」を「第十条の二の二第一項第一号ハ及び第四十二条の五第一項第一号ハ」に、「別表二」を「別表三」に改め、同号を本文第三号とし、本文第一号の次に次の一号を加える。

（風力発電設備）

二　法第十条の二の二第一項第一号ロ及び第四十二条の五第一項第一号ロの規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産　別表二に掲げる機械その他の減価償却資産

別表一を次のように改める。

**別表一**　太陽光発電設備

| |
|---|
| 機械その他の減価償却資産 |
| 太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格C八九六〇に定める真性変換効率が十三・五パーセント以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあっては七・〇パーセント以上とし、化合物太陽電池にあっては八・〇パーセント以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。） |

別表四を別表五とし、別表三を別表四とし、別表二を別表三とし、同表の前に次の一表を加える。

**別表二**　風力発電設備

| | |
|---|---|
| 機械その他の減価償却資産 | |
| 風力発電設備（風力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもののうち、ロータ及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。） | |

**○財務省告示第百十二号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第五項及び第二十八条第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

別表二1の項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同表2の項中「平成二十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改める。

**○財務省告示第百十三号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補塡金並びに同条第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、法人の平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、三郷町が下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第一項に規定する合理化事業計画（同項の承認を平成二十六年三月十四日に受けたものに限る。）に基づく同項に規定する合理化事業を実施することに伴い、三郷町からし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具の廃棄をする者に交付される当該合理化事業計画に係る転廃交付金とする。

2　法第六十七条の四第一項に規定する減価補塡金は、前項に規定する転廃交付金のうち同項の合理化事業により廃棄をしたし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する転廃交付金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

**○財務省告示第百十四号**

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

第二項第一号中「という。）」を「という。）並びに」に改め、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）」を加える。

第四項中「同居特別障害者」の下に「（これらの障害者又は同居特別障害者が同法第百九十四条第四項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）」を加える。

別表第一号中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改め、同表㈠及び㈡を除く。）を次のように改める。